

医療法人徳洲会 介護老人保健施設八尾徳洲苑

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

(2025. 8. 1 改定)

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設八尾徳洲苑（以下「当事業所」という。）は、要介護状態（要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者を保証する者（以下「保証人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当事業所に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又は保証人が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を含むカスタマーハラスメント等を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙3の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 お支払いは退所日に、請求書を発行しますので、当日にお支払いください。お支払いいただきますと

領収書を発行いたします。お支払い方法は、現金、銀行振込、郵便振替が可能です。なお、郵便振替をご希望の方は入所時に受付までお申し出ください。

3 請求書の受け渡し及び支払いは、退所日に一括清算を原則とし、当事業所の受付にて実施するものとします。ただし、希望した場合は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を発送し、利用者及び保証人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額を、退所日より2週間以内に支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

4 当事業所は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条 当事業所は、利用者の短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については5年間保管します。)

2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束の原則禁止及び高齢者虐待の防止)

第7条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

2 乙は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づき、高齢者が他者からの不適切な扱いにより、権利利益を侵害されている状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれないう努めます。

(秘密の保持)

第8条 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当事業所は、利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行なうこととします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)、その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(利用中の診察対応)

第9条 当事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び保証人は、当事業所の提供する短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(緊急時等における対応方法)

第11条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとします。

2 利用者に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

3 利用者に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

(賠償責任)

第12条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

(2025 年 4 月 1 日現在)

1. 事業所の概要

(1) 法人の概要

- ・法人名 医療法人徳洲会
- ・代表者 理事長 東上 震一
- ・設立年月日 昭和 5 0 年 1 月 9 日
- ・所在地 大阪府大阪市北区梅田 1 丁目 3 - 1 - 1 2 0 0
 - ・電話番号 0 6 - 6 3 4 6 - 2 8 8 8
 - ・ファックス番号 0 6 - 6 3 4 6 - 2 8 8 9

(2) 事業所の名称等

- ・事業所名 医療法人徳洲会 介護老人保健施設 八尾徳洲苑
- ・開設年月日 平成 1 0 年 1 2 月 2 4 日
- ・所在地 大阪府八尾市荘内町 1 丁目 2 - 3 5
- ・電話番号 0 7 2 - 9 9 1 - 2 2 9 1
- ・ファックス番号 0 7 2 - 9 9 1 - 0 2 9 2
- ・管理者名 施設長 森本 修
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2 7 , 5 , 5 5 , 8 0 0 4 , 6 号)
- ・通常の送迎地域 八尾市・東大阪市・大阪市平野区・柏原市

(3) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、事業所の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設八尾徳洲苑の運営方針]

- 1、いつでも誰もが最善の介護が受けられる施設を目指す。
- 2、機能回復を中心に、明るく家庭的な雰囲気、早期に家庭復帰できるよう支援する。

(4) 事業所の配置基準と職員体制

	配置 基準	常勤	非常勤	夜 間	業務内容
医 師	1	1	1	0	入所者の医学的管理を行う
薬剤師	0.4	0	1	0	薬の調剤と服薬についての説明
看護職員	10	10	1	1～2	診療の補助・療養上のお世話
介護職員	24	26	4	4～5	リハビリに伴う必要な介護・日常生活援助
支援相談員	1	2	0	0	入所生活や家庭復帰への相談援助
理学療法士	2	2	0	0	入所者の基本動作訓練
作業療法士		1	0	0	入所者の日常生活動作訓練
言語聴覚士		1	0	0	言語に障害のある利用者の訓練
管理栄養士	1	1	0	0	栄養管理及び栄養指導業務
介護支援専門員	1	2	0	0	訪問調査、入所中のプラン作成・評価
事務職員	0	5	0	0	受付、会計業務、介護報酬請求など

(5) 入所定員等 ・定員 100 名

・療養室 個室 12 室、4 人 22 室

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護）の立案
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス（原則月 2 回実施します。）
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関に協力いただいています。

- ・ 協力医療機関及び歯科協力医療機関
 - ・ 名 称 医療法人徳洲会 八尾徳洲会総合病院
 - ・ 住 所 大阪府八尾市若草町 1 丁目 17
 - ・ 電 話 072-993-8501

4. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・ 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、事業所はその利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせ

ませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・ 面会

面会時間は 平日 10：00～20：00 土・日曜日・祭日 10：00～19：00

- ・ 飲酒・喫煙

飲酒はご遠慮ください。施設内は禁煙となっております。

- ・ 衣類の管理

洗濯物は基本的にお持ち帰りください。

- ・ 設備・備品の利用

入所時のオリエンテーションにてご説明いたします。

- ・ 所持品・備品等の持ち込み

利用者の使い慣れたものがございましたらご相談ください。家電製品については、電気使用料を頂いております。

- ・ 金銭・貴重品の管理

基本的に行っておりませんが、ご事情により相談させていただきます。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常出口、非常階段
- ・ 防災訓練 年2回・・・総合訓練、避難訓練（内、1回は夜間想定による訓練）

6. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙 2>

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について （令和 7 年 4 月 1 日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・保証人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

3. 生活サービス

当事業所入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

食事： 朝食 8時00分～ 9時00分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分

＊ 食事は原則として食堂でお取り頂きますが、その他の場所（部屋等）を、入所者・ご家族様の希望される場合又は、止むを得ない場合は判断判定会議等にて判断致します。

入浴： 基本的に、週最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理美容： 月4回、理美容サービスを実施します。
＊理美容サービスは、別途料金をいただきます。

4. 他機関・事業所との連携

当事業所では、病院・診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いしています。尚、対応が困難な状態になり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関へも紹介いたします。

5. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6、利用者からの苦情に対応する窓口(連絡先)及び、担当者の配置

苦情に関する窓口として、担当者を設けています。また、担当者不在の場合でも、事業所の誰でもが対応できるような苦情管理記録簿を作成し、担当者確実に引き継ぐ体制を敷いています。

苦情窓口 事務室「責任者 施設長 森本 修 担当者 事務室 堺 秀紀」

(電話番号)072-991-2291 (FAX番号)072-991-0292

平日(月曜日～金曜日):午前9時～17時まで

また、要望等なども、支援相談員・介護支援専門員の担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、受付・各サービスステーションに備えつけられた「ご意見箱」をご利用ください。

また、大阪府他の相談窓口は以下の連絡先となっております。

大阪府健康福祉部高齢介護室施設課 (電話 06-6944-7203)

大阪府国民健康保険団体連合会介護保険室 (電話 06-6949-5418)

八尾市健康福祉部介護保険課介護保険係 (電話 072-924-9360)

大阪市民生局高齢者施策推進部介護保険課 (電話 06-6208-8028)

東大阪市福祉部介護保険室 (代表) (電話 072-962-1331)

＜別紙 3＞ 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用料金について
(2025 年 8 月 1 日)

(1) 短期入所療養介護の基本料金（ただし、利用日数によって若干の差額が生じます。）

- ① 事業所利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度・療養室（個室・多床室）によって利用料が異なります。以下は 1 日あたりの自己負担分です）

〈従来型個室〉

- ・要介護 1 8 5 6 円
- ・要介護 2 9 3 4 円
- ・要介護 3 1.0 0 2 円
- ・要介護 4 1.0 6 3 円
- ・要介護 5 1.1 2 3 円

〈多床室〉

- ・要介護 1 9 4 3 円
- ・要介護 2 1.0 2 3 円
- ・要介護 3 1.0 9 1 円
- ・要介護 4 1.1 1 6 円
- ・要介護 5 1.1 7 5 円

＊おむつ代は、基本料金に含まれます。ただし、当事業所の指定外のおむつを希望される場合は、別途差額が必要です。

- ② 夜勤職員配置加算 2 5 円

＊（夜勤に職員 5 名配置した場合の費用）

- ③ 個別リハビリテーション実地加算 2 5 1 円

＊（個別リハビリテーションを 20 分以上行った場合訓練費用）

- ④ 送迎加算 1 9 3 円

＊（入所時および退所時に送迎を行なった場合の片道の費用）

- ⑤ 療養食加算（疾病治療用の食事の提供を行った場合） 9 円

- ⑥ 緊急時施設療養費 5 4 2 円

＊（入所者の病状が著しく変化し、緊急やむをえない事情により医療行為を行った場合）

- ⑦ サービス提供体制加算 2 3 円

＊（介護職員の総数の内介護福祉士の占める割合が 50%を超えて配置した場合）

- ⑧ 生産性向上推進体制加算Ⅱ 1 1 円

＊（介護機器を活用し、利用者の安全及びケアの質の確保した場合）

- ⑨在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ 4 8 円

＊（利用者の在宅復帰や在宅療養を支援するために施設基準を取得した場合）

- ⑩重度療養管理加算Ⅰ 1 2 6 円

＊（医学的管理が必要な対象者に対して必要な処置をおこなう場合）

(2) その他の料金

- ① 滞在費・食費（1 日あたりの利用者負担限度額です。）

利用者負担段階	居 住 費（滞在費）		食 費
	従来型個室	多 床 室	
第1段階	550	0	300
第2段階	550	430	390
第3段階①	1,370	430	680
第3段階②	1,370	430	1,420
第4段階	1,728	437	2,000

- ② 特別室利用料
・個室 1, 5 1 0 円（消費税込み）
- ③ 特別な食事代 実費（別途消費税必要）
- ④ 電気使用料 3 3 円（消費税込み）
- ⑤ 日常生活費（1日当り・シャンプー、タオル代等最低限必要な日用品代） 1 0 0 円
- ⑥ 理美容代 実費理美容立替金 カット 1800円

理美容立替金 顔そり600円
理美容立替金 パーマ代3800円
理美容立替金 毛染め代3800円
理美容立替金 シャンプー代500円

- ⑦ 診断書料・健康診断書
（他施設情報提供書・後遺症断書等）
実費(別途消費税必)（2160円～10800円相当）

- ⑧ クラブ活動費 実費
- ・お花クラブ花代 (1回当り) 7 7 0 円
 - ・習字クラブ材料代 (1回当り) 1 1 0 円
 - ・調理実習材料代 (1回当り) 1 0 0 円
 - ・陶芸クラブ代 (1工程2回分) 1 6 2 0 円
 - ・陶芸クラブ粘土追加代 5 5 0 円
 - ・手芸クラブ材料代 (1回当り：材料によって変動します)
- 5 0 0 円～実費

- ⑨ 機器レンタル料 実費（別途消費税必要）
- ⑩ 福祉用具（リハビリシューズ・杖等） 実費（別途消費税必要）

* 当事業所はこれらに定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者様に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更いたします。

平成 13 年 1 月 1 日改定 平成 14 年 9 月 10 日一部改定

平成 15 年 4 月 1 日一部改定 平成 16 年 4 月 1 日一部改定

平成 17 年 10 月 1 日一部改定 平成 18 年 4 月 1 日一部改定

平成 19 年 8 月 1 日一部改定 平成 20 年 1 月 1 日一部改定

平成 21 年 4 月 1 日一部改定 令和 1 年 10 月 1 日一部改定

令和 3 年 4 月 1 日一部改定 令和 4 年 7 月 1 日一部改定

令和 6 年 3 月 1 日一部改定 令和 7 年 6 月 1 日一部改定

令和 7 年 8 月 1 日一部改定 令和 8 年 8 月 1 日一部改定

当事業所における利用者様個人情報の取扱いについて

2022年7月1日
医療法人 徳洲会
介護老人保健施設 八尾徳洲苑
施設長 森本 修

医療法人徳洲会 介護老人保健施設 八尾徳洲苑では、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報保護方針」に則り、利用者様からご提供いただきました診療情報等の個人情報を、次のように適正に管理運用いたします。

1. 利用者様の個人情報は、原則として、以下に例示する利用者様ご本人に対する医療、介護サービスの実施、医療・介護保険事務などの目的に特定して利用させていただきます。これら以外に、利用者様の同意なしに第三者に提供することはありません。
主な利用目的として、次のようなものがございます。
 - ・当施設が利用者様等に提供する医療、看護、介護サービス
 - ・当施設において行われる症例検討
 - ・診療、介護にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・審査支払機関へのレセプト提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・行政より依頼される文書取り扱い（主治医意見書・訪問調査票・事故報告書）
2. 利用者様ご本人に対する医療、看護、介護サービス実施の目的のため、他の事業者等への連絡・調整時に、情報提供及び情報を共有する場合があります。なお、外部に個人情報を持ち出す場合は、内部規定に従い、十分な個人情報の保護に努めます。
当施設以外へ情報提供・委託する主な例として、次のようなものがございます。
 - ・他の病院、診療所、薬局、施設、関連事業者等との連絡、調整
 - ・他の医療機関、事業所、施設、行政等からの照会に対する回答
 - ・家族等への病状説明の内容
 - ・書類管理業務の委託
3. 上記以外に必要な応じて、利用者様の同意により、以下の形で情報を利用、もしくは第三者に情報を提供する場合があります。ただし利用者様のご意志に反する場合、お申し出いただければ、提供することはありません。適切な医療、看護、介護サービスを実施することには変わりはありません。
 - ・医師会等医療に関する専門団体、保険会社等への相談又は届け出等
 - ・行政、専門団体等に関する相談又は届出事項
 - ・家族等への病状説明
4. 以下の目的に限定し、利用者様ご本人の同意を得ず、個人情報の収集・利用を行う場合があります。
 - ・生命や身体又は財産の保護のために緊急の対応が必要である場合
 - ・利用者様本人の同意を得ることが困難であるときの関係機関への照会
 - ・医療法、介護保険法に基づく立入検査、司法当局からの要請等、法令に基づく情報提供
 - ・介護保険法に基づく不正受給者に係る市町村への通知、司法当局からの要請等、法令に基づ

く情報提供

5. また以下の目的について、利用者様ご本人の個人情報を利用する場合があることをご了承ください。この場合、可能な限り、利用者様個人が特定できないような処理を行って利用します。また、利用者様個人が特定できる場合は、同意を得て利用します。
- ・ サービス提供や業務実施の維持・改善、事故防止のための基礎資料
 - ・ 当施設において行われる実習に必要な資料
 - ・ 施設内、法人内、および医療、介護関連の研究会・学会報告のための基礎資料
6. 保有している利用者様ご本人の個人情報について、以下に示す、開示、訂正、利用停止等を行います。なお開示等に対する手数料は別途定めますので、下記相談窓口までお問い合わせいただきますようお願い致します。
- ・ 保有している利用者様ご本人の個人情報について、開示を求められた場合、ご本人に対して遅滞なく開示します。
 - ・ ただし、開示することにより、利用者様本人や第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、医療、看護、介護サービスの提供に著しい支障を及ぼす場合については、その全部、または一部について開示しない場合がございます。
 - ・ 保有している利用者様ご本人の個人情報の内容について、訂正、追加、削除等を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、内容の訂正、追加、削除等を行います。なお、訂正、追加、削除等の実施および実施しないことを決定した場合には、遅滞なく通知します。
 - ・ 保有している利用者様ご本人の個人情報について、利用目的等に違反した利用や不適切に収集されたものである場合、利用を停止または情報を削除します。

上記に示す利用目的や取扱いに対して、同意しがたいものがある場合は、あらかじめ利用者様ご本人様の同意を得るよう致しますので、下記お問い合わせ相談窓口までお申し出ください。特にお申し出がない場合は、ご同意いただいたものとさせていただきます。なお、同意および留保に関しましては、利用者様からのお申し出によりいつでも変更することができます。

また上記取扱いを含め、個人情報に関するご要望またはお問い合わせ、ご相談を、以下の窓口にて承っております。

個人情報の利用、開示に関するお問い合わせは事務室まで

医療法人徳洲会 介護老人保健施設八尾徳洲苑

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

利用同意書

介護老人保健施設八尾徳洲苑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4、を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

職種 説明者氏名

年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<保証人>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設 八尾徳洲苑

施設長 森本 修 殿

【本約款別紙 2 第 5 項の緊急時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	